

教職員の懲戒処分基準について

平成19年8月1日
長崎県教育委員会

1 趣旨

教職員の懲戒処分の標準的な量定（以下「標準例」という。）を明確にすることにより、教職員の懲戒処分を厳正に行い、もって教職員の綱紀の保持を図り、本県教育に対する県民の信頼に応える。

2 基準適用の対象

本基準は、長崎県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町立学校に勤務する県費負担教職員に適用する。

3 基本事項

(1) 量定の決定

具体的な量定の決定にあたっては、「5 標準例」を基本に、下記に掲げる事項を総合的に考慮して判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、過重・軽減を行い、「5 標準例」に掲げる量定以外とすることもある。

- ア 非違行為の動機、態様及び結果
- イ 故意又は過失の度合い
- ウ 当該教職員の職務上の地位
- エ 児童生徒・保護者及び社会に与える影響
- オ 日常の勤務態様及び過去の非違行為・事故の有無
- カ 上司への報告の有無、非違行為・事故後の対応
- キ その他相応の事由

(2) 他の非違行為

「5 標準例」に掲げられていない非違行為についても、当然懲戒処分の対象となるものであり、これらについては「5 標準例」及び人事院の定めた懲戒処分の指針を参考にして懲戒処分の量定を判断する。

4 適用年月日

この基準は、平成19年8月1日から適用する。

5 標準例（ 印：該当量定）

（ 1 ）一般服務關係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 無断欠勤				
正当な理由なく5日未満の間勤務を欠いた教職員				
正当な理由なく5日以上15日未満の間勤務を欠いた教職員				
正当な理由なく15日以上の間勤務を欠いた教職員				
イ 勤務態度不良等				
遅刻・早退を繰り返す教職員				
休暇等の虚偽申請をした教職員				
勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員				
ウ 体 罰				
体罰により児童生徒を死亡させた教職員				
体罰により児童生徒を負傷させた教職員				
体罰を繰り返し行った教職員				
エ 職場内秩序びん乱				
暴行・暴言により職場内の秩序を乱した教職員				
オ 虚偽報告				
事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員				
カ セクシュアル・ハラスメント（職員または児童生徒等に対する性的な言動）				
わいせつ行為を行った教職員				
性的嫌がらせを行った教職員				
キ 争議行為等				
同盟罷業、怠業その他の争議行為を行った教職員				
前項の違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおった教職員				
ク 守秘義務違反				
職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員				
ケ 個人の秘密情報の目的外収集				
その職権を濫用して、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
コ 政治的目的文書配布				
政治的目的で文書を配布した教職員				
サ 贈収賄				
職務に関し、賄賂を贈ったり收受した教職員				
シ 営利企業等従事				
許可なく営利企業等に従事した教職員				
ス 不適正な業務執行				
事務処理に著しく適正さを欠き、公務の運営に支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員				

(2) 公金公物等取扱い関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 横領				
公金又は公物を横領した教職員				
イ 窃取				
公金又は公物を窃取した教職員				
ウ 詐取				
人を欺いて公金又は公物を交付させた教職員				
エ 紛失・盗難				
公金又は公物を紛失した教職員				
重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教職員				
オ 損壊				
職場において故意に公物を損壊した教職員				
カ 出火・爆発				
過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした教職員				
キ 諸給与の違法支払・不適正受給				
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員				
ク 公金公物不適正処理				
自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした教職員				

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ケ コンピュータの不適正使用				
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員				

(3) 公務外非行関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 放火・殺人				
放火又は人を殺した教職員				
イ 傷害				
人の身体に傷害を負わせた教職員				
ウ 暴行				
暴行を加えた教職員が人を傷害するに至らなかったとき				
エ 器物損壊				
故意に他人の物を損壊した教職員				
オ 横領・窃盗・強盗				
他人の財物を横領・窃取した教職員又は暴行や脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員				
カ 詐欺・恐喝				
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員				
キ 賭博				
賭博をした教職員				
常習として賭博をした教職員				
ク 麻薬・覚せい剤使用又は所持				
麻薬又は覚せい剤を使用又は所持した教職員				
ケ 酩酊による暴言等				
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員				
コ 淫行・痴漢行為				
児童買春などの淫行や公共の乗物等における痴漢行為などのわいせつ行為を行った教職員				
サ ストーカー行為				
執拗なストーカー行為を行った教職員				

(4) 交通事故・交通法規違反関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 飲酒運転				
酒酔い運転をした教職員				
酒気帯び運転をした教職員				
飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗した教職員				
飲酒運転の「ほう助」や「教唆」にあたる行為を行った教職員				
イ 無免許運転				
無免許運転をした教職員				
ウ 人身事故（飲酒運転・無免許運転を除く）				
人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員				
人に傷害を負わせた教職員				
上記に加え、措置義務違反又は著しい速度違反がある場合				
エ 上記ア～ウにあたらぬ事故等				
その程度により相応の処分を行う。				

(5) 監督責任関係

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
ア 指導監督不適正				
部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員				
イ 非行の隠ぺい、黙認				
部下教職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員				